



厚木基地の騒音について

いちこの会 相原 志穂

問 5月に空母ロナルド・レーガンの艦載機離着陸訓練があり、市内上空も大きな騒音でした。市民は長年苦しめられています。基地問題は本来国が責任を持つて対応すべきですが、市として基地騒音の調査、対策はどうされていますか。平成18年に住宅防音工事区域が見直され、本市は縮小されましたが、この区域外でも大きな騒音があります。対象区域の見直しと市の考えを伺います。

3月の安全保障関連法の施行に伴って、万が一の事態になった場合、基地を周辺に抱える不安はさらに増していると思いますが、いかがお考えですか。

答（市長）：騒音問題は安全保障などに関する事項で国が責任を持つて対応すべきものです。県や基地関係市とともに、国や米軍に引き続き要請していきたいと考えます。

答（財務部長）：航空機騒音は、市と県で市内5カ所に航空機騒音オンライン監視装置を設置し24時間体制でデータ収集しています。横須賀基地に米空母が入港中は、騒音被害が増すので、今後も監視が必要と考えます。縮小された住宅防音工事区域については、区域拡大の要請を県や基地周辺市とともに各種基地関連の協議会を通じ毎年行っています。

安全保障関連法施行に伴っての不安ですが、今のところそのようなことは考えていません。厚木飛行場の運用は日米間で協議中ですので、その状況を見極めていきたいと考えます。

その他の質問

・コミュニティセンターおよびビナレッジの活用について



海老名市の自殺防止対策について

いちこの会 田中 ひろこ

問 市では自殺防止対策の一つとして、相談窓口担当の職員などにどのような研修を実施していますか。

また、窓口職員だけでなく、学校の先生にもぜひゲートキーパーの研修を受けてほしいと思います。ゲートキーパーとは、自殺のサインに気づいて適切な処置を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人という意味です。命の大切さを日々教え、授業にも取り入れていっていると思いますが、先生がゲートキーパーのような対応を身につけることで、子どもは大人になっても、さまざまなことに出会ったときに、自分の命を守る、命を大切にすることにつながると思います。この研修について見解を伺います。

答（保健福祉部長）：平成23年度から窓口での相談の受け方、自殺と心の病の関連などについての研修を行っています。今後、ゲートキーパーなどの県の研修を職員に周知したいと考えています。

答（教育長）：子どもたちの様子を見て何か異変に気づくということ、教師本来の仕事です。自殺にかかわることも、それ以外のことも、とても必要だと感じています。現場で常に子どもたちに対応している教師たちには、子どものしぐさなどから気づく力を持つてほしいと思っていますので、研修を進めていきたいと思っています。

自殺予防の十か条

「命は誰にも奪われてはいけません。大切な命を守るために、自殺の危険を防ぎます。」

1. 自分自身を大切にしてください。
2. 周囲の人々を大切にしてください。
3. 自分自身を大切にしてください。
4. 周囲の人々を大切にしてください。
5. 自分自身を大切にしてください。
6. 周囲の人々を大切にしてください。
7. 自分自身を大切にしてください。
8. 周囲の人々を大切にしてください。
9. 自分自身を大切にしてください。
10. 周囲の人々を大切にしてください。

こころの声をきこう！

～ひとりで悩まないで、誰かに話してみよう！～

こころの健康チェック表

項目	5	4	3	2	1	0
1. 気分が落ち込み、やる気が出ない。	5	4	3	2	1	0
2. 食欲が落ち、体重が減る。	5	4	3	2	1	0
3. 睡眠が不安定になる。	5	4	3	2	1	0
4. 集中力が続かない。	5	4	3	2	1	0
5. 物事に興味を失う。	5	4	3	2	1	0
6. 他人と関係がうまくいかない。	5	4	3	2	1	0
7. 将来について悩む。	5	4	3	2	1	0
8. 死について考える。	5	4	3	2	1	0

※このチェック表は「自殺予防の十か条」に基づいて作成されています。結果はあくまで参考です。必要に応じて専門機関にご相談ください。



学童保育の移行猶予期間の取り組みについて

志桜会 志野 誠也

問 平成27年に施行された市の学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、児童1人当たりの専用区画の面積や児童の定員数などが定められています。どのように事業者に移行を促していく考えなのか伺います。

また、就学援助受給世帯の保護者負担軽減制度の開始により、各学童保育事業者の負担も当然ですが、市の所管課に大きな負荷が生じるのではないかと思います。何らかの分散化、軽減を行って学童保育の条例基準への移行が問題なくスムーズに行えるよう対策を検討していただきたいと思います。

答（教育部長）：経過措置として一部の基準に3年間の猶予期間を設けており、まだ一部の学童保育がこれらの基準を満たせていません。市内の学童保育は民設民営のため事業者が主体的に取り組むことが重要ですが行政の支援も必要と認識しています。補助金額の増額で経営面での課題は改善されると考えていますが、個々の事業者で抱える課題も違うため、個別にヒアリングするなど、意見交換してまいります。また、安定的な運営に移行するためNPO法人化に向けた勉強会や、施設探しにも苦慮しているという話も聞いておりますので、宅建業協会などへの申し入れなど、市として支援できることを実施します。市の事務が増えるのは申請の受理、交付決定や支払い、実績報告などです。

その他の質問

- ・情報公開請求について
- ・大規模災害時の民間との協力体制について
- ・核家族化による高齢者世帯へのサポートについて
- ・優良公共工事表彰について

